

平成28年 第10回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成28年10月28日(金) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 12名
1番 金崎 均 2番 水町 茂 5番 大福 裕子
6番 木浦 由子 7番 森 清一 8番 永友 祥一
10番 永友 定己 11番 坂本 幸 12番 宇治橋 俊美
13番 永友 清太 14番 渡瀬 俊弘 会長 坂本 弘志
4. 欠席委員
1名 3番 大西 準一
5. 議事日程
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
第2 会期の決定(別記のとおり)
第3 諸報告
第4 議案第38号 農地移動適正化あっせん事業について
第5 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
第7 議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の決定について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

ただいまから平成28年第10回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。
坂本会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

[議長]

こんにちは。本日の委員、13名中12名が出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。なお欠席の大西準一委員からは欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の

指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、11番 坂本 幸委員・12番 宇治橋 俊美委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定につきましては別記のとおり、本日10月28日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】異議なしと認めます。よって会期は、本日10月28日の1日間と決しました。

日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。業務報告【10月】7日（金）西都児湯市町村農業委員会連絡協議会委員研修会が木城町交流センター、木城町総合運動公園で行われています。委員9名、事務局からは鳥井が出席しております。同じく7日（金）木城町農業委員会との交流会が高鍋町内で行われております。委員10名出席、事務局からは全職員出席となっております。12日（水）第7回常設審議委員会が宮崎県土地改良会館で行われています。会長が出席しております。同じく12日（水）宮崎県農政水産部と農業会議常設審議委員会委員との意見交換会が宮崎県庁で行われています。会長が出席しております。13日（木）平成28年度第2回高鍋町特別融資制度推進会議が高鍋町役場第2会議室で行われています。会長、事務局からは三笠補佐が出席しております。21日（金）現地調査となっております。会長、森委員、永友定己委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席しております。同じく21日（金）農地あっせん委員会が高鍋町役場第3委員会室で行われています。木浦委員、永友祥一委員、事務局からは鳥井、三笠補佐が出席しております。本日28日が平成28年第10回高鍋町農業委員会総会です。高鍋町役場第3会議室です。委員12名、事務局からは全職員出席です。

業務計画【11月】です。4日（金）高鍋町農業者年金受給者協議会会員交流会を高鍋町中央公園で行う予定です。会長、事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。木浦委員が出席してくださるという事で木浦委員の追加をお願いします。11日（金）第8回常設審議委員会が宮崎県トラック協会で行われます。会長が出席予定です。17日（木）18日（金）に西都児湯市町村農業委員会会長・農業者年金受給者協議会会長・農業委員会事務局長合同先進地視察が行われます。17日が大分県大分市JR九州ファーム、18日が福岡県北九州市中央卸売市場です。会長、事務局からは鳥井が出席予定です。21日（月）が現地調査です。永友祥一委員、金崎委員、宇治橋委

員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。28日（月）平成28年第11回高鍋町農業委員会総会となっています。高鍋町役場第3会議室です、全委員、全職員出席予定です。以上です。

[事務局]

6ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。農地法第5条申請平成28年9月21日現地調査を行っております。譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○ 転用目的はアパート敷地で問題ありません。借受人 ○○○○ 貸渡人 ○○○○ 転用目的は一般個人住宅で問題ありません。なお10月12日付で許可となっております。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。【質疑なし】
それでは、質問等ないようですから以上で諸報告を終わります。

続きまして日程第4 議案第38号 農地移動適正化あっせん事業についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[6番]

あっせん委員会の報告は今ですか。

[議長]

それでは諸報告のあっせん委員会の報告をお願いします。

[6番]

報告します。去る21日にあっせん委員会があり、○○○○さんから出されていた○○の畑が無事売買できることになり、○○○○さんに買ってもらうことになりましたので報告いたします。金額は反当○○ということで5,687㎡ですので総額○○と決定いたしました。よろしく申し上げます。

[議長]

その他何かありませんか。【質疑なし】無いようですので以上で諸報告を終わります。それでは続きまして日程第4、議案第38号農地移動適正化あっせん事業についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

差し替えをした3ページをお開きください。議案第38号農地移動適正化あっせん事業について 1番 平成28年10月11日 売り渡しの申出です。

申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○
○○番 畑 3,118 m² この申出につきましてあっせん委員の指名をお願い
いたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。【質疑
なし】それでは、あっせん委員の指名をいたします。

売渡申出 1番 担当委員 12番 宇治橋俊美委員
順番委員 14番 渡瀬俊弘副会長

よろしく申し上げます。

続いて、あっせん譲受等候補者名簿登録申出について事務局より説明をお願い
いたします。

[事務局]

あっせん譲受等候補者名簿登録申出についてご説明いたします。

1番 申出年月日 平成28年10月25日 ○○ ○○ ○○番地 ○
○○○ ○○歳 経営形態は畑作で○○地区を中心に甘藷、千切大根を作付
けしております。現在の経営農地面積は○○で319.3aで高鍋町農地移動適正
化あっせん基準面積269.7aを満たしております。農業労働力は本人及び妻の
二人、また臨時雇いで年間延べ160日の雇用をしております。農機具はト
ラクター3台、掘取機1台、蔓切機1台、マルチ回収機1台、トラック1台
を所有しており○○では認定農業者となっております。この申出につきまし
てあっせん譲受候補者としての確かかどうかご審議をお願いいたします。

[議長]

只今説明が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】
それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり許可す
ることに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案
のとおりあっせん譲受等候補者名簿登録をすることと決定いたしました。

日程第5 議案第39号農地法第3条の規定による許可申請についてを議
題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7ページをご覧ください。議案第39号農地法第3条の規定による許可申請
についてです。1番 賃貸借 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 地目
田 面積402 m²外2筆 貸付人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 借受
人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ この件につきまして担当の永友定

己委員お願いいたします。

[10番]

説明します。〇〇さんは水稻を栽培しておられ、今回の申請は規模拡大の為で水田の所在地は10号線の〇〇の交差点から東の方へ150mほどの所で、3筆で2,503㎡あります。小作料は年間〇〇円とのこと。〇〇さんは飼料稲などを作付けされるそうです。なお、機械類も揃っており何の問題も無いと思われまますのでよろしくお願い致します。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[7番]

報告いたします。10月21日（金）事務局から鳥井局長、佐野主査、坂本会長、永友定己委員、私（森委員）5名で現地調査を行いました。この田んぼは今、担当委員が言われたように、〇〇地区、〇〇〇〇の裏側へ約150mの道脇です。〇〇地区から〇〇〇〇に向かう左右に分かれた3筆の土地です。稲作の後、耕耘されて何も問題無いと思われまます。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

8ページをご覧ください。農地法3条調査書を付けております。農地法3条第2項各号に該当していないため許可要件を満たしていると考えまます。借受人は〇〇地区において水稻を栽培しております。今回の申請は経営規模の拡大であり本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めまます。起立全員と認めまます。よって、本件は原案のとおり許可と決定といたしました。

[事務局]

2番 有償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 面積 271 m² 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 この件につきまして担当の水町委員お願い致します。

[2番]

説明いたします。〇〇さんは〇〇で〇〇をされていた方です。〇〇さんにつきましては、〇〇の西側に〇〇がありましたよね。〇〇さんは他の地区で飼料稲と大麦を栽培されているという事です。場所につきましては皆様ご存知だと思いますが、〇〇〇があった南側です。下の方で〇〇さんがソーラー発電をされています。ソーラー発電と〇〇の間の土地です。調査してみますと草や木は生えていて本当に畑だったのかなという状況でございました。そこで〇〇さんが落花生を作るということで、1mかさ上げをして栽培をされるそうです。一応有償移転という事で〇〇円です。何も問題ないと思います。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[7番]

現地調査の報告をいたします。現地は水町委員が言われたとおりです。〇〇から南へ約300m位の所にある畑です。〇〇と譲受人の〇〇さんのソーラーをしておられる所の間です。ソーラーの方には木で枠が作ってあって埋立てがしてあります。この現地は高さが2m位の落差があって1m位盛り土をしてから落花生を植えるという事です。現状は水町委員が言われたように雑種地というか笹が生い茂っていてこれが畑かなという状況です。個人的に言わせていただいても土地改良していただいて畑に変えた方がいいと思いご報告に変えたいと思います。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

9ページをご覧ください。農地法3条調査書を付けております。農地法3条第2項各号に該当していないため許可要件を満たしていると考えます。譲受人は〇〇を営んでおりますが、〇〇地区において飼料稲や大麦を栽培しており、農作業にも従事しています。今回の申請は譲渡人の希望により申請地

を買い受け落花生を栽培する予定であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。

[8番]

この譲渡人の欄の経営面積の下に譲渡人の希望と書いてありますが、なぜこのような書き方になっているのか教えて頂けますか。

[事務局]

〇〇〇〇さんは高齢で農作業もままならないということもあって、〇〇さんに耕作してもらえないかという希望を出されたという事で記入しました。

[8番]

〇〇〇〇さんは他に田んぼも3反ほどあるのですが、書いてないのでなぜこのような書き方になったのかと思ひまして聞きました。

[事務局]

私が、行政書士の方から聞き取りをしたところでは、〇〇さんが〇〇歳の高齢で、〇〇さんも〇〇歳なのですが農作業の気力があり、落花生を植えたいということです。〇〇さんの希望があったということで記入しました。

[議長]

よろしいでしょうか。その他何か質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり許可と決定といたしました。

[議長]

次に、日程第6議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

10ページをお開きください。議案第40号 農地法第5条第1項の規定

による許可申請書承認についてでございます。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 面積 863 m² 所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇となっています。譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は建売住宅となっております。担当の大福委員よりご説明をお願い致します。

[5番]

説明します。12ページをご覧ください。〇〇にある〇〇の西側に面しまして西側です。雑種地となっておりますが既に盛り土がなされており、建売住宅としては雨水、排水等も利用でき適しているものと思われます。以上です。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願い致します。

[10番]

10月21日、事務局鳥井さん、佐野さん、坂本会長、森委員、私と5名で現地を調査した結果、説明のとおり、道路に面しており、草刈り等もしてありました。隣地は道路と宅地に面しており、境界ブロックで仕切っている為問題ないと思われます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願い致します。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第1種住居地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象であります。転用目的は建売住宅であり、転用面積は863 m²となっております。転用理由は建売住宅を販売するための土地を探していたところ、今回の申請地が見つかり、購入するために今回の申請に至っております。隣地は道路と宅地に接しており、境界ブロック等で仕切っているために、周囲には支障を与えなと考えられます。なお、排水処理等については確約書が添付されております。事業費は、土地購入費〇〇円、建築費〇〇円、合計〇〇円となっております。資金については金融機関の融資予約証明書が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 面積 548 m² 所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は一般個人住宅となっております。担当の渡瀬副会長よりご説明をお願い致します。

[14番]

説明致します。申請地は登記簿上、山林ということで基礎工事を始めたら現状主義の農業委員会から注意を受けたということで電話がございまして、話を聞いたところ、他にも3, 4件当たって見たが希望の土地がなかったという事でここに決められたそうですが、山林ということで工事を始めたのですが、現状主義を知らなかったという事で寛大な処置をお願いしますということです。よろしくをお願いします。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[10番]

10月21日、事務局鳥井さん、佐野さん、坂本会長、森委員、私で現地を調査した結果、今説明がありましたとおり基礎などがされておりましたけど、書類等も揃っているので何も問題無いかと思えます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

16ページをお開きください。現地は左側の〇〇と書いてあるところで、〇〇と〇〇がある交差点になります。その先に交差点があり〇〇に向かう道路に向かって200m位行った所にあります。ピンクで色付けされてある所です。申請地は周辺農地の広がりから第1種農地と判断されますが、「住宅その他の申請に係る土地の周辺の土地について居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」と判断できますので転用許可対象となります。

す。集落のそばにある農地ということで1種農地ではありますが転用許可対象になるということです。転用目的は一般個人住宅であり、転用面積は 548 m²となっております。転用理由は、〇〇を〇〇するために、〇〇が住む近くに住宅を建築する土地を探していたところ、今回の申請地が見つかったために申請に至っております。西、北側は道路、東側は宅地、南側は境界ブロックをするため、近隣に被害を与えるようなことはないと考えられます。汚水は合併浄化槽に接続して道路側溝に流し、雨水については直接道路側溝に流す計画となっております。なお、排水処理については確約書が添付されております。事業費につきましては土地購入費〇〇円、宅地造成工事費〇〇円、建築工事費〇〇円、外柵工事費〇〇円、合計〇〇円となっております。なお、金融機関の買取仮承認通知書が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。なお、事前着手となっておりますので、始末書が添付されております。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見ご質問はございませんか【質疑なし】
それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[議長]

次に、日程第7議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

21ページをお開きください。議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、所有権移転です。1番 農地の所在大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 984 m² 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の木浦委員よりご説明をお願い致します。

[6番]

説明します。1月にあっせん事業であがってた〇〇さんの田んぼですが、隣に〇〇〇〇さんの〇〇の田んぼがあって、以前からお願いしていましたがようやく買取という形で話が付きました。984 m²全部で〇〇ということです。よろしく申し上げます。

[議長]

只今、事務局及び担当委員の説明が終わりましたがご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 703 m²外 1筆 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の木浦委員よりご説明をお願い致します。

[6番]

説明いたします。同じく〇〇さんのあっせんで受けていた田んぼです。この田んぼの隣に〇〇さんの田んぼがあり、以前からお願いしてようやく解決した案件です。よろしく申し上げます。反当〇〇という事です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりましたがご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,629 m²外 1筆 所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の木浦委員よりご説明をお願い致します。

[6番]

この案件は5年前に〇〇さんが〇〇〇〇に依頼して引き取ってもらって、5年後にまた引き取るという約束の件で、今回5年経過し買い戻すという案件です。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりましたがご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原

案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

22ページをお開きください。4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 5,687 m² 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 本件につきましては事前相談から対応していました関係上あっせん委員であります木浦委員よりご説明をお願い致します。

[6番]

あっせん委員会であがりました案件です。〇〇さんがすごく急いでいましたが、総額〇〇で決まりました。よろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

23ページをお開きください。利用権設定です。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 5,565 m² 利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 本件は農地中間管理事業における利用集積計画となります。担当の森委員よりご説明をお願い致します。

[7番]

説明いたします。この畑は、〇〇地区、高鍋町の〇〇〇〇の南西約500mの所にある畑です。以前は〇〇さんと〇〇さんと契約をされておりました。ちょうど期間が満了したのに伴って、今回は〇〇さんと〇〇との中間管理機構を利用しての契約となりました。その関係で県の配分計画に基づいて〇〇さんの〇〇が借入人となって作付けを行う予定です。現在畑を有効に使う為に白菜が作付けされております。何も問題ないと考えています。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番地 畑 6,900 m² 外 1 筆
利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の森委員よりご説明をお願い致します。

[7番]

説明します。この畑も1番で説明した畑の近くにあります。〇〇〇〇の南側300m、すぐ東側は〇〇が通っていて、その奥が〇〇〇〇です。3年前に〇〇〇〇事業で復活した畑です。今回から有償の利用権貸借となっています。現在は白菜が作付けてあり、何も問題はないと考えてます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。
【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 5,593 m² 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 大西委員の代理といたしまして隣接の渡瀬副会長よりご説明をお願いいたします。

[14番]

説明いたします。この畑は〇〇〇〇が早くから芝が植えてありまして、期限切れの再設定ということです。よろしくご説明いたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。
【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが事務局からその他連絡事項がありましたらお願いします。

それではこれもちまして、平成28年第10回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 14時45分)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 1 1 番

署名委員 1 2 番